



## **IX** 參考資料



## IX 参考資料

### 1.用語集

ア		
イ	インフラ	生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設。道路、鉄道、上下水道、電気、電話網、通信網、あるいは学校、病院、湾港やダム等がある。

カ		
キ	拠点	活動の足場となる重要な地点。
ケ	減災	災害前に被害を想定し、災害が発生した際に被害を最小限にすること。
コ	コミュニティ	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。

サ		
サ	災害ハザードエリア	土砂災害（特別）警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波浸水想定区域、津波災害警戒区域等、被災のおそれ大きい区域。
	災害危険区域	建築基準法第 39 条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度。
シ	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	集約型都市構造 (コンパクト・プラス・ネットワーク)	中心市街地や鉄道駅などの周辺において、歩いて暮らせる範囲に市街地のスケールを保ち、生活に必要な都市機能が集約した都市構造。
	浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。
セ	生活利便施設（生活サービス施設）	医療施設、福祉施設、商業施設などの日常の生活で必要となる施設。

タ		
タ	高潮	台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まり。
テ	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間にわたり利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い低利用地
ト	都市機能	都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組みや働き。単一の都市・地域として確保すべき住宅機能、医療機能、福祉機能、教育機能、防災機能等や、複数の都市・地域間で相互補完も行われる商業（卸売・小売）機能、サービス（金融・宿泊・情報等）機能、生産・流通機能、文化機能、レクリエーション機能等がある。
	都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設等がある。
	都市経営	自治体・行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方。
	都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮したなかで、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。北名古屋市は名古屋都市計画区域に含まれる。都市計画区域に指定されると、一定の開発・建築制限を受け、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。

ナ		
ネ	ネットワーク	個々のつながり。

ヤ		
ヨ	用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は 13 種類あり、住居系は 8 種類、商業系は 2 種類、工業系は 3 種類に区分される。
	要配慮者	災害が発生したときに特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者なども特に支援が必要となる者。

英数字		
D	DX	企業が AI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出だけでなく、レガシーシステムからの脱却や企業風土の変革を実現させること。
S	SDGs	2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

## 2. 北名古屋市立地適正化計画策定懇談会

### (1)要綱

#### 北名古屋市立地適正化計画策定懇談会要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定に当たり、専門的な見地から意見交換を行うために開催する北名古屋市立地適正化計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

##### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 立地適正化計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、立地適正化計画の策定に市長が必要と認める事項

##### (組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

##### (オブザーバー)

第4条 懇談会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長の求めに応じて出席し、及び意見を述べることができる。

##### (会長)

第5条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

##### (懇談会の開催)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

- 2 懇談会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 懇談会は、必要があるときは、懇談会の構成員以外の者から意見を聴取することができる。

(謝礼等)

第8条 構成員には、予算の範囲内で謝礼及び交通費（公共交通機関に係るものに限る。）を支払う。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、建設部において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## (2)懇談会委員名簿

氏名	所属	役職
(構成員)		
鈴木 温	名城大学	教授
高取 千佳	九州大学	准教授
河北 裕喜	(一社)地域問題研究所	調査研究部長
森 新治	西春日井農業協同組合	企画管理部 部長
渡邊 千恵	愛知県宅地建物取引業協会	株式会社スバス 代表取締役
堀部 直哉	北名古屋市社会福祉協議会	事務局長
加藤 奈穂子	北名古屋市商工会	指導2課 主事
井上 敏男	名古屋鉄道株式会社	土木部建設課 課長
(オブザーバー)		
愛知県都市計画課		
愛知県都市整備課		
愛知県尾張建設事務所		